

平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

地域公共交通確保維持改善事業について、地域公共交通確保維持改善事業実施要領およびガイダンス等に基づき一次評価を行う。

平成 27 年度に導入した、コミュニティタクシー（栄町ルート）の車両



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通ネットワーク計画に基づく事業)

平成29年1月31日

協議会名: 小平市地域公共交通会議

評価対象事業名: バリアフリー化設備等整備事業

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
小平交通有限会社	小平市北西部地域(栄町ルート)コミュニティタクシーの運行車両(本車両1台)の更新に伴い、福祉車両を導入する。	平成25年度に小平市北東部地域(大沼ルート)コミュニティタクシーの運行車両に福祉車両を導入し、高齢者を中心とした多くの方に利用されたので、栄町ルートにも導入した。	A 計画どおり事業は適切に実施された。	A 平成28年3月、小平市北西部地域(栄町ルート)コミュニティタクシーの運行車両(本車両1台)の更新に伴い、福祉車両を導入した。平成28年4月1日から12月31日までの間に18,994人の方が利用した。また、62人の方が電動リフトを利用した。	今後、コミュニティタクシーを導入する際は、福祉車両を導入するようにつとめる。

【各評価項目の評価基準】

①事業実施の適切性

- A…事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
- B…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
- C…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

②目標・効果達成状況

- A…事業が計画に位置付けられた目標を達成した(する見込み)
- B…事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった(一部達成できない見込み)
- C…事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった(達成できない見込み)

平成27年度 地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通バリア解消促進

バリアフリー化設備等整備事業

協議会名・補助対象事業者名

小平市地域公共交通会議
小平交通有限会社

事業内容

コミュニティタクシーの運行に福祉車両を導入

経緯

設備の現況

小平市では、高齢者や子育て中の方の外出支援などを目的に、鉄道や路線バスを補完する、地域内のコンパクトな生活交通を確立するため、地域協働で検討を重ね、実証実験運行を実施した後、コミュニティタクシー（定時定路線・定員10人以下）の本格的な運行を開始している。

北西部地域（栄町ルート）では、電動リフト付き福祉車両（トヨタハイエース福祉タクシー仕様車 タイプⅡ）を使用し、平成23年5月から運行している。運行開始から4年が経過し、走行距離も10万キロを超えているため、車両を更新する必要がある。

新たな運行車両についても、高齢者等に利用しやすい福祉車両を引き続き導入することとした。

なお、平成23年に導入した車両については、同様の補助を受けずに購入した。

目的・必要性

平成23年5月からコミュニティタクシーの本格的な運行を開始した栄町ルートでは、当初から電動リフト付き福祉車両（トヨタハイエース福祉タクシー仕様車タイプⅡ）を導入して運行している。

運行開始から4年が経過し、走行距離も10万キロを超えているため、車両を更新する必要がある。

新たな運行車両についても、栄町ルートの利用者から乗りやすいと好評である同様の福祉車両を導入することで、高齢者を中心とした利用者にとって利用しやすい環境を整備する必要がある。

目標・効果

小平市北西部地域（栄町ルート）コミュニティタクシーの運行車両（本車両1台）の更新に伴い、福祉車両を導入する。

本車両は、高齢者などにやさしい乗合タクシーとして、利用者のより一層の安全性及び利便性向上に寄与する。

協議会構成員

関係市区町村：小平市

交通事業者・交通施設管理者等：西武バス株式会社、立川バス株式会社、京王電鉄バス株式会社、関東バス株式会社、銀河鉄道株式会社、一般社団法人東京バス協会、株式会社トーショー、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会、西武バス労働組合、警視庁小平警察署、東京都建設局北多摩北部建設事務所、小平市都市開発部道路課

地方運輸局：関東運輸局 東京運輸支局

その他協議会が必要と認める者：学識経験者、市民代表

事業の概要

●コミュニティタクシーの運行に福祉車両を導入する事業

コミュニティタクシーの栄町ルートの運行において、車両の更新に伴い、電動リフト付きの福祉車両（本車両1台）を導入する。